

## 令和2年度 第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事要旨

開催日時：令和2年6月19日(金)18:00～20:00

場 所：高知県庁 正庁ホール

出席：濱川委員、八田委員、岡上委員、中島委員、田村委員、木下委員、古谷委員  
廣瀬委員、津野委員、吉野委員、笹岡委員

議題：次第参照

---

### 1 開会

### 2 部長挨拶

文化生活的スポーツ部岡村部長より開会の挨拶。

### 3 委員紹介

(司会)

各委員及び事務局の紹介。

### 4 議題

#### (1) 会長の選任

高知県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）第22条9項に基づき、委員の互選により田村壮児委員を会長に選出。

(会長)

条例第22条第13項に基づき、「高知県犯罪被害者等支援条例推進会議運営要領」（以下「要領」という。）の議案提出。委員全会一致で承認。

要領第3条第2項の規定に基づき、今回の高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として木下委員及び笹岡委員を指名。

#### (2) 高知県犯罪被害者等支援条例について

(会長)

議題（2）高知県犯罪被害者等支援条例について事務局から説明していただきたい。

(事務局)

条例制定に至る経緯を説明後、資料1の「高知県犯罪被害者等支援条例」を条文ごとに説明。

#### (3) 犯罪被害者等支援に関する指針策定スケジュールについて

(会長)

議題（3）犯罪被害者等支援に関する指針策定スケジュールについて、事務局から説明していただきたい。

(事務局)

資料2の「犯罪被害者等支援に関する指針の策定スケジュール（案）」に基づき、今後の

推進会議の開催予定や指針案の作成時期等を説明。

(会長)

スケジュールを見ると、中間とりまとめ以降は内容を議論する機会がないが、中間とりまとめで、最終案に近いものを示すということか。

(事務局)

中間とりまとめを行った後にパブリックコメントの実施を予定している。第4回推進会議でパブリックコメントの意見を盛り込んだ指針案を提示し、委員の意見を伺った上で、最終案にしたいと考えている。

(委員)

パブリックコメントを実施後、中間とりまとめを変更する可能性があるならば、その後、議会へ指針案の提示までの予定が厳しくなるので、第4回推進会議は2月初旬ではなく1月中に開催した方が良いのではないか。

(事務局)

第4回推進会議の開催予定を1月に変更する。

#### (4) 犯罪被害者等支援に関する指針策定の方向性について

(会長)

議題(4)の犯罪被害者等支援に関する指針策定の方向性について、説明していただきたい。また、資料3に明記された条例検討委員会とパブリックコメントの意見について、検討委員会に委員として参加された中島委員からも説明をお願いします。

(事務局)

資料3の「犯罪被害者支援に関する指針策定の方向性(たたき台)」について、基本的施策ごとに検討委員会とパブリックコメントの意見を読み上げ、どのような意見が上がっていたかを明らかにした上で、現在県が行っている施策内容、前年度実績を説明。

また、各施策を「犯罪被害者支援に特化した施策」と「一般施策」に分けて説明。

さらに、6ページからの経済的支援については、国の犯罪被害給付制度を踏まえた議論が必要であるため、事務局(県警)より別途補足説明。

(事務局 県警)

犯罪被害給付制度とは重要犯罪被害によって家族を亡くされた遺族や、けがをされたり、後遺障害を負った被害者に対して、労災保険等の公的給付や、加害者からの十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、国が給付金を支給する制度である。犯罪被害の実態や被害に遭われた方のニーズを反映し、度々改正が行われている。

直近では平成30年4月に大きな改正が行われた。具体例として、改正前は重傷病給付金は、1年を超える療養は対象外となっていたが、治療期間が長期になるなどの実状を踏まえ、支給対象期間を1年から3年に延長した。昨年7月の京都アニメーション放火・殺人事件のような場合、被害者の治療期間は長期にわたることになるが、3年まで医療費が支給できるようにな

った。ただし、この事件は、勤務中の犯罪被害であったため、労災保険が適用されると思う。このように犯罪被害者の立場や属性に応じ、様々な制度で補完し合い支援を行っている。

遺族給付金は、昭和 56 年の法律の施行以来、被害者の年齢と犯罪被害時点の収入額に応じて支給額を算定していた。しかし、遺族が被害者の収入により生計を維持していた場合や、小さな子どもがいた場合など、一家の大黒柱を失って経済的に困窮することになるため、遺族給付金に上限は設けず、実状に応じて金額を加算し支給するように変更された。

本県における犯罪被害給付制度の利用状況は、昭和 56 年の施行以来、82 の事件で 128 件の申請があり、約 2 億 6,000 万円の給付金が支給されている。

(委員)

資料の 3 の 2 ページの「犯罪被害者の支援に関する指針策定の方向性 (たたき台)」は、検討委員会の際に提出した資料を再現したものである。検討委員会においてこれらの意見を条例の条文の中に具体的な施策として盛り込んでほしいという要望に対して、県は「指針策定時に検討していく」との回答であった。特に、資料 3 の 6 ページの第 11 条、経済的負担の軽減は、現在県が実施している施策や国の犯罪給付制度では、犯罪被害者支援策として全く足りず、被害者は救われていない。

指針策定のために推進会議が設置されたが、現行の施策を検証し、被害者支援において何が不足しているかを検討するところから議論を始めるのではなく、検討委員会やパブコメを通して支援金、見舞金の給付、無利子貸付、生活資金の貸付、立替支援金の給付などの意見が上がり、足りない部分は明らかになっており、その意見は県民の声であることから、具体的施策の策定の議論から始められるようにするために提出したものである。

事務局の説明もこれらの意見を踏まえた上でされたので、私のほうでは補足する部分を述べる。

資料 3 の 6 ページ、「検討委員会・パブリックコメントの意見」としてア、イ、ウと上がっている。県が現在行っている施策の中にはアの「支援金」、「見舞金」、「貸付金」というものは含まれていない。また、事務局から犯罪被害給付制度の説明があり、被害者に十分な給付が行われているようにも聞こえた。しかしながら、令和元年度の犯罪被害給付制度の実績は、重傷病給付金 1 件、遺族給付金 2 件である。対象になる犯罪であっても、被害者のいろいろの状況によって制度の運用を受けられない場合もある。また、けがの程度などにより犯罪給付制度や労災の対象にならない場合もある。それらの被害者にとって、アの支援金、見舞金、無利子貸付などの制度があれば、早期に安心した暮らしを取り戻すことにつながる。

イの「損害賠償請求権に係る債務名義を取得した請求権の立替支援金の支給」や、ウの「損害賠償請求について費用の負担を含め必要な施策を講ずる」について、一部の犯罪では、被害者は加害者に対して損害賠償を請求することができる。しかし、被害者にとっては損害賠償請求訴訟を起こすこと自体が経済的負担になるし、請求が認められても加害者が支払わない場合などもある。法テラスに弁護士費用の立替制度があるが、これは返済の必要があり、加害者か

らの支払いがなければ、被害者は負債を負うことになる。損害賠償請求が認められたものは、一部であっても県が賠償金を立て替えし、その賠償金を加害者に請求する制度や訴訟費用負担軽減などを指針の策定において、具体的施策として検討してほしい。

第 15 条、居住の安定、賃料とか転居費用の援助の意見について、被害に遭ったことだけでも既にとても苦しく、日常生活が壊されているのに、さらに加害者が近くに住んでいる、あるいは自分の自宅で被害に遭ったとなると居住も危ぶまれてくる。県の施策の中に「県営住宅への入居の配慮」があるが、被害者にとっては非常に大きな支援になる。しかし、いろいろな事情もありそういう選択ができない場合もある。そのような被害者に対し、賃料や転居費用の援助という制度があれば、より一層の被害者支援につながる。

第 16 条の雇用の安定について、被害者は刑事裁判に参加することができるようになったが、参加するには仕事を休まなければならないし、参加しないまでも犯罪被害について捜査機関、検察所や裁判所などへ説明するたびに仕事を休む必要がある。またその期間の収入も減る。被害者にとっては時間と労力がかかることである。そういうときに理解のある職場ばかりではない。今回条例ができ、その中で事業者の役割を定めたことは、仕事に行けなくなった被害者の代理人として事業者と交渉する際の法的根拠ができて心強く思っている。さらに、裁判出廷のための休暇制度や就労継続の確保などを指針に盛り込んでもらえれば、被害者にとって充実した支援につながる。

第 19 条の民間支援団体に対する支援について、こうち被害者支援センターには複数の面談室、会議スペースがあり、被害者は場所を移動することなく弁護士相談を受けることができる。また、常に支援員が同席し、弁護士とお互いに監視し合うことで二次被害防止にもつながっている。さらに、被害者がその家族と来所された時などは、それぞれ個別に話を聴くことができるなど弁護士と連携する上で機能的である。被害者の負担軽減及び権利保障をしていく上でも重要なことであると思う。県としてセンターへの活動場所の提供や財政上の措置についても具体策を指針の中に盛り込んでほしいと考える。

(事務局)

具体的な経済的支援施策案について、支援金があれば引っ越しなどに使えるなどの説明があったが、県として指針を策定していくにあたり、一番知りたいと思っていることは、実際に被害者の方が何に困っていて、そのために何が必要であるか、それを明確にしていくことである。その内容を指針に反映させることが重要であると考えている。また、支援について、国、県、市町村がそれぞれどう役割分担をしていくか。さらに、その支援のボリューム感についても指針策定の後に予算を付けていく上で重要である。犯罪被害はかなり幅広いと思うが、被害者支援に実際に接している委員におかれては、その具体的な犯罪被害者のイメージを持った上で議論を進めていただきたい。

(会長)

条例の第 21 条で指針を策定することとなっている。その第 2 項に基本方針と具体的施策、

推進するために必要な事項の三つを指針に盛り込むことになっているが、先ほどの説明は具体的施策に関するものが中心であったと思う。最終的には条例に基づき内容を整理する必要がある。

(委員)

県にできた犯罪被害者等支援相談窓口が、今後こうち被害者支援センターを含む関係機関と、どのようにかかわっていくのか示してほしい。

また、市町村にも総合対応窓口が設置されたが、担当者は複数の業務を担当しており、犯罪被害者支援への理解が十分ではない。条例も制定されたので、市町村の窓口担当者への研修等を充実してほしい。こうち被害者支援センターとしても、積極的に協力していくつもりである。

次に、第19条の条民間支援団体に対する支援であるが、こうち被害者支援センターの主な財源は、寄附や会費、委託料や補助金である。今後、寄附や会費などの収入が減ると予想される中、自助努力だけでは財源確保が難しいこともあり、引き続きの支援が必要である。特に、意見としても上がっている活動場所の提供について検討してほしい。

また、センター内での人材育成も課題である。犯罪被害者への支援員の養成講座を毎年行っているが、受講者も少なく、講習を修了まで続ける人も少ない現状である。犯罪被害者支援の人材育成は時間が掛かるため、現状は非常に危惧される。県からも養成講座について積極的な周知をお願いしたい。

(会長)

人材育成の協力について、事務局からコメントがあるか。

(事務局)

被害者支援に携わる人材の確保は大変重要な問題である。県としても研修等の参加や人材募集にかかわる部分への協力をしていく。また、国でも性犯罪、性暴力被害者への体制を強化することが決まっており、センターへの期待は大きくなっている。人材がいなければ支援はできないという問題意識については、センターと共有しているつもりである。

(委員)

今回から参加しており、具体的な提言はないが、立場から考えると各市町村へ情報共有していく役割は果たしていかないといけない。

(委員)

犯罪被害者の支援として、心理支援をしているが、支援をしている関係機関との連携が強化できればもっとよい支援につながると思う。個人情報保護には配慮しないといけないが、条例ができたことで、被害者の情報を共有できるように何か考えていければと思う。

(委員)

情報共有については、被害者の同意を得ることが必要で、同意がなければ情報共有をすることは難しいと思う。同意の取り方は工夫できるところがあると思う。被害者が犯罪直後から徐々に回復していく過程の中で、必要な支援は変わっていく。そこを関係機関が協力しながら

寄り添った支援をしていく必要がある。条例の制定によって県の責務が規定され、県に相談窓口を設置し支援調整をしていくと明記されたが、県や市町村の支援は総合的に行われるべきとなっていけば、一步前進すると思う。

(事務局 県警)

警察では、こうち被害者支援センターと情報提供制度を運用している。これは、被害者に同意書を書いてもらうことで、情報を共有し、早期の支援につなげるものである。しかし、被害者の困り事に対して、書面（同意書）はなくても、本人や保護者の方の同意を伺いながら、学校の先生やスクールカウンセラーなどが一堂に会して情報を共有し、連携しながら支援にあたることはある。個々の事案を慎重に関係機関と連携を取り対応をしている。

(会長)

基本的には、被害者の同意があって情報を共有すべきという前提の中で、できるだけ必要な情報は関係機関で情報共有できるという仕組みづくりが必要だ。

(委員)

条例第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条について具体的な施策案が出たが、第 11 条、第 15 条、第 19 条について、指針へ具体策を盛り込む場合、予算（財源）を確保する必要がある。今日を含め、あと 3 回で中間とりまとめを行うのであれば、それらの具体策を指針に盛り込むかどうかの結論も方向性として示す必要がある。盛り込む場合の財源的な課題や、その根拠、またそのボリュームなども一度事務局で整理をして示してほしい。その上で論点を絞り込んで議論をした方が良い。

(事務局)

予算が絡むことなので、県民に具体的施策の必要性を説明しなければならない。先ほども話したが、被害者ニーズがどこにあるのかを明らかにし、そのニーズを詰めた上で、具体的な施策を組み立てることが重要である。

(会長)

他県の指針は、大まかな部分だけを定めたものと、かなり具体的に施策を定めたものがあるが、高知県の場合は具体的な内容を盛り込んでいくという理解で良いか。

(事務局)

条例の中でも具体的な施策を指針に盛り込むこととなっており、予算等の記載は、議会を通す必要があるのどこまで記載できるかは検討が必要だが、何をするかについては、具体的施策を示すことが必要である。

(会長)

指針について承知した。また、具体的施策の検討を進める上でメリット・デメリットの整理についても願います。

(委員)

雇用する側の視点で考えると、休養期間が長期になるような場合、条例に基づいて申立てし

ていただければ、休養させやすい。ただ、雇用される側も休養等に関して内容を正確に伝えないと業種によっては休養に応じることが難しい。

新型コロナウイルス感染症の拡大前はどの業界も人手不足の状況であり、今は雇用する側から休養をお願いする状況ではあるが、収束し元の状態に戻り始めたら、どこの企業も人材を確保したいという思いがある。被害に遭われて休養したいという、内容を伝えてもらうほうが受け入れやすいし、また雇用者を守るという意識も強くなる。

(委員)

被害者は、職場に被害の内容を伝えることは、情報が広まるのではないかと不安がある。弁護士が被害者と雇用主の間に入り、交渉することでその不安を軽減できる場合もある。企業が被害者を守ることが条例に規定されていることは意義がある。

(八田委員)

指針策定の方向性が見えてきた。他の委員からも意見が出たが、具体的な施策に落とし込むのに重要なことは、予算のイメージを持って、必要性などを明確にし、情報を整理することである。

また、こうち被害者支援センターの支援員の育成については、持続的に育成できるように議論していく必要がある。

(委員)

犯罪被害者等支援相談窓口が県に設置されたとのことであるが、資料の中には県以外にも相談窓口があり、犯罪被害にあった場合、まずどこに相談し、その後どのように支援が回っていくのかが分かりづらい。

(事務局)

犯罪被害に遭われた方がまず相談するのは警察の窓口である。中には、こうち被害者支援センターに連絡される方もいる。県に犯罪被害者等支援相談窓口を設置したが、相談件数は昨日現在で16件である。相談内容は犯罪直後の相談ではなく、ある程度時間がたってからの相談が多い。被害者にとって相談の受け皿になる窓口は多い方が良いと思う。一つの窓口が相談を受け、必要な支援ができる窓口へ繋げているというのが実状である。

(委員)

4月1日に条例が施行され、県のホームページに条文なども掲載されているが、他県のホームページと比べて非常に分かりにくい。県民の誰もが分かるように告知や周知について改善が必要である。

県に被害者等支援相談窓口ができたが、県の発送用の封筒にまだ新しい電話番号が記載されていない。まず、そのようなところから改善していけば良いと思う。

(委員)

犯罪被害の自覚がある人は、被害の後に警察に相談に行くが、性被害に遭った場合など、自分に起きたことが犯罪の被害であると理解できていない状態では警察に相談することはでき

ない。家族や友達など周囲の人に事件のことを伝えることによって、その人たちが警察に届け出をすること促し、そこから支援が始まっていく。あるいは、けがをして医療機関へ行き、そこで見つけられたり、学校で先生が気づくなど、いろいろなところで被害を発見し、支援に繋がっている。しかし、被害者の方が能動的に相談したいと思って探すとなると、どこに相談すればよいか分からないことも多い。どこに連絡すれば必要な支援を受けられるか、明確になっておらず、被害者にやさしい仕組みになっていないからである。

(委員)

どこかが中核になり、支援をコーディネートしていく必要があると思うが、現在はこうち被害者支援センターと県の相談窓口が、その中核を担っていくということか。

(会長)

昨年の検討委員会でも同じ議論になり、ワンストップというか支援のコーディネートをする部署が必要であり、それを県の相談窓口が担っていくことになったと思うが、その理解でよろしいか。

(事務局)

委員からホームページの話が出たが、広報が足りていない部分がある。また、支援のコーディネートについても、県に連絡していただければ必要な支援を受けられるところへ繋げていくことは総合窓口の仕事であるので、それを含めて広報に努めていく。

(委員)

支援の横の連携は本当に重要である。例えば、児童に対する性被害などは、担任一人で見のではなく、組織全体で見なければ、早い発見に繋がられる。先日も幼少期より家族から性被害を受けていたという新聞記事があったが、固定観念に捕らわれず、小さいころから組織が横の連携を強めていくことは重要である。個人情報保護の問題はあるが、一番は命を守るという視点で考えていけば、何かできることを見つけられると思う。

(委員)

第16条の雇用の安定について、検討委員会やパブリックコメントの意見がいろいろ出ているが、全て重要であると思う。特にカの「犯罪等による被害を理由として不利益な取り扱い等がないよう配慮」とか、アの「犯罪被害者向けの休暇制度」は指針に必ず盛り込んでほしい。

また、相談窓口について、労働局も総合労働相談コーナーというワンストップの相談コーナーを設けていて、過去2年は犯罪被害者等からの相談はないが、見つけられなかったということかも知れない。相談窓口の連携体制の中に、労働局へ繋ぐことも明記してほしい。

## 5 その他

(事務局)

指針に犯罪被害者等のニーズを反映するため、犯罪被害に遭われた方々の声を聴くことが検討委員会からの意見として上がっていた。二次被害を生じさせないために、推進会議の場に呼んだり、県の担当が直接聞き取りをするのではなく、日ごろより犯罪被害者等に接している関

係機関から犯罪被害者の方々からどのような相談や要望があつて、どのような支援が行われたか、また要望に対して既存の支援策で対応ができなかったなどの県内の事例について情報を収集し、個人が特定されない配慮をした上で取りまとめ、「犯罪被害者の声」として指針にそのニーズを反映させることとしたい。意見の収集に協力をお願いしたい。

(会長)

犯罪被害者等のニーズを反映するための声の聴き方についての事務局から提案について、関係機関は協力をお願いする。

## 6 閉会

(事務局)

以上をもって第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議を閉会。